

秋田県障害児就学審議会の概要について

1 趣旨

障害児の障害の状態、障害児への教育上必要な支援の内容、障害児の住所の存する地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を審査し、障害児の就学すべき学校について審議する。（「秋田県障害児就学審議会条例」（秋田県条例第40号）により設置）

2 回数

年1回以上開催

3 委員及び任期

委員20名以内で組織

次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命

- 1 医師
- 2 学識経験者
- 3 教育関係者
- 4 関係行政機関の職員

*現在第22期（平成29年8月5日～平成31年8月4日）

委員は18名

◎平成30年度秋田県障害児就学審議会

平成31年1月17日（木）午後2時～午後4時

秋田地方総合庁舎605会議室